

別 紙

第 1 「地方法人税に係る加算税の取扱いについて」関係

平成 27 年 2 月 13 日付課法 2 - 1 ほか 3 課共同「地方法人税に係る加算税の取扱いについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

（注）アンダーラインを付した箇所が、改正した箇所である。

>

改正 後	改正 前
<p style="text-align: center;">地方法人税及び防衛特別法人税に係る加算税の取扱いについて（事務運営指針）</p> <p>標題のことについて、国税通則法（以下「通則法」という。）第65条、第66条及び第68条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、これにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨） 地方法人税及び防衛特別法人税の過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の賦課に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 過少申告加算税の取扱い</p> <p>1 （省 略）</p> <p>（通則法第65条第 4 項の加重措置の適用に関する留意事項）</p> <p>2 法人税につき通則法第65条第 4 項各号に掲げる場合に該当する場合には、地方法人税及び防衛特別法人税についても、同項各号に掲げる場合に該当することに留意する。</p>	<p style="text-align: center;">地方法人税に係る加算税の取扱いについて（事務運営指針）</p> <p>標題のことについて、国税通則法（以下「通則法」という。）第65条、第66条及び第68条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、これにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨） 地方法人税の過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の賦課に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 過少申告加算税の取扱い</p> <p>1 （同 左）</p> <p>（通則法第65条第 4 項の加重措置の適用に関する留意事項）</p> <p>2 法人税につき通則法第65条第 4 項各号に掲げる場合に該当する場合には、地方法人税についても、同項各号に掲げる場合に該当することに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>3・4 (省略)</p> <p>第2 無申告加算税の取扱い</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>(通則法第66条第6項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>6 通則法第66条第6項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 被合併法人の各課税事業年度の地方法人税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、これらの無申告加算税等又は特定無申告加算税等が合併法人の行為に基因すると認められるときに限り、当該合併法人の<u>地方法人税</u>について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</p> <p>また、連結納税の承認を取り消され、又は連結納税の適用の取りやめの承認を受ける前の各課税事業年度の地方法人税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、連結親法人であった法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</p>	<p>3・4 (同左)</p> <p>第2 無申告加算税の取扱い</p> <p>1～5 (同左)</p> <p>(通則法第66条第6項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>6 通則法第66条第6項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 被合併法人の各課税事業年度の地方法人税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、これらの無申告加算税等又は特定無申告加算税等が合併法人の行為に基因すると認められるときに限り、当該合併法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</p> <p>また、連結納税の承認を取り消され、又は連結納税の適用の取りやめの承認を受ける前の各課税事業年度の地方法人税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、連結親法人であった法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 無申告加算税等又は特定無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合であっても、分割承継法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがある場合には該当せず、分割前の期間が含まれる分割法人の各課税事業年度の地方法人税について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合であっても、分割承継法人について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には該当しない。</p> <p>(3) 通則法第66条第6項第2号の「課税期間の初日の属する年」の前年中又は前々年中に開始した各課税期間（課税事業年度）が1年未満のものがある場合には、同項（同号に係る部分に限る。）の規定は、当該前年中に課税期間（課税事業年度）が開始した地方法人税のうちのいずれか及び当該前々年中に開始した課税期間（課税事業年度）の地方法人税のうちのいずれかについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するときに適用されるものであり、当該前年中及び当該前々年中に開始した各課税期間（課税事業年度）の地方法人税の全てについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当することは要しない。</p> <p><u>(注) (2)前段及び注書並びに(3)の地方法人税に係る取扱いについては、防衛特別法人税についても同様とする。</u></p> <p>7・8 (省略)</p> <p>第3 過少申告加算税及び無申告加算税の計算</p> <p>1～4 (省略)</p>	<p>(注) 無申告加算税等又は特定無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合であっても、分割承継法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがある場合には該当せず、分割前の期間が含まれる分割法人の各課税事業年度の地方法人税について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合であっても、分割承継法人について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には該当しない。</p> <p>(3) 通則法第66条第6項第2号の「課税期間の初日の属する年」の前年中又は前々年中に開始した各課税期間（課税事業年度）が1年未満のものがある場合には、同項（同号に係る部分に限る。）の規定は、当該前年中に課税期間（課税事業年度）が開始した地方法人税のうちのいずれか及び当該前々年中に開始した課税期間（課税事業年度）の地方法人税のうちのいずれかについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するときに適用されるものであり、当該前年中及び当該前々年中に開始した各課税期間（課税事業年度）の地方法人税の全てについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当することは要しない。</p> <p>7・8 (同左)</p> <p>第3 過少申告加算税及び無申告加算税の計算</p> <p>1～4 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少申告加算税又は無申告加算税の計算)</p> <p>5 通則法第119条第4項の規定に基づき重加算税の全額が切り捨てられる場合には、その切り捨てられることとなった重加算税の計算の基礎となった地方法人税又は<u>防衛特別法人税</u>の額(通則法第118条第3項の規定を適用する前の額をいう。)は、<u>それぞれ各税の過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額</u>に含まれないのであるから留意する。</p> <p>6 (省 略)</p>	<p>(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少申告加算税又は無申告加算税の計算)</p> <p>5 通則法第119条第4項の規定に基づき重加算税の全額が切り捨てられる場合には、その切り捨てられることとなった重加算税の計算の基礎となった地方法人税の額(通則法第118条第3項の規定を適用する前の額をいう。)は、過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額に含まれないのであるから留意する。</p> <p>6 (同 左)</p>
<p>第4 重加算税の取扱い</p> <p>(法人税に不正事実がある場合)</p> <p>1 法人税につき通則法第68条第1項又は第2項に規定する国税の課税標準又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装していた事実(以下「不正事実」という。)がある場合には、当該不正事実は、<u>地方法人税及び防衛特別法人税</u>においても不正事実に該当することに留意する。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>第4 重加算税の取扱い</p> <p>(法人税に不正事実がある場合)</p> <p>1 法人税につき通則法第68条第1項又は第2項に規定する国税の課税標準又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装していた事実(以下「不正事実」という。)がある場合には、当該不正事実は、地方法人税においても不正事実に該当することに留意する。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p>第5 重加算税の計算</p> <p>1 (省 略)</p>	<p>第5 重加算税の計算</p> <p>1 (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>(不正に繰戻し還付を受けた場合の重加対象税額の計算)</p> <p>2 地方法人税法第23条第1項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「防衛財源確保法」という。)第33条第1項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)の規定による還付を受けた場合において、<u>地方法人税法第23条第1項又は防衛財源確保法第33条第1項</u>に規定する「同法第80条第10項の規定による還付金の額」のうち、不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額があるときの地方法人税又は防衛特別法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額は、次に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) <u>地方法人税</u> 当該法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額に100分の10.3を乗じて計算した金額(当該金額が地方法人税法第23条第1項に規定する<u>確定地方法人税額を超える場合には、当該確定地方法人税額</u>)</p> <p>(2) <u>防衛特別法人税</u> 当該法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額に100分の4を乗じて計算した金額に当該課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の基準法人税額で除した金額(当該金額が防衛財源確保法第33条第1項に規定する<u>確定防衛特別法人税額を超える場合には、当該確定防衛特別法人税額</u>)</p> <p>(注) 不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額の計算については、法人税重加指針の第3の3及び連結法人税重加指針の第3の3による。</p> <p>第6 通算法人等に係る取扱いの適用</p> <p>第1から第5までの取扱いは、通算法人(通算法人であった内国法人を含む。以下同じ。)の地方法人税及び防衛特別法人税に対する通則法第65条、第66条及</p>	<p>(不正に繰戻し還付を受けた場合の重加対象税額の計算)</p> <p>2 地方法人税法第23条第1項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)の規定による還付を受けた場合において、<u>同項</u>に規定する「同法第80条第10項の規定による還付金の額」のうち、不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額があるときの地方法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額は、<u>当該法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額に100分の10.3を乗じて計算した金額(当該金額が地方法人税法第23条第1項に規定する確定地方法人税額を超える場合には、当該確定地方法人税額)</u>による。</p> <p>(注) 不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額の計算については、法人税重加指針の第3の3及び連結法人税重加指針の第3の3による。</p> <p>第6 通算法人等に係る取扱いの適用</p> <p>第1から第5までの取扱いは、通算法人(通算法人であった内国法人を含む。以下同じ。)の地方法人税に対する通則法第65条、第66条及び第68条第1項若し</p>

改正後	改正前
<p>び第68条第1項若しくは第2項又は第4項の規定の適用に当たっても同様とするほか、次に掲げる取扱いは、それぞれ次に定めることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1の3の取扱い</p> <p>通算規定に係る金額の計算の基礎とされた他の通算法人の有する金額等が異動したことに伴い当該通算法人の地方法人税又は防衛特別法人税について通則法第35条第2項の規定により納付すべき税額が生じたことは、他の通算法人及び当該通算法人のいずれについてもその責めに帰すべき事由のない場合を除いて、通則法第65条第5項第1号に規定する正当な理由があると認められる事実に該当しない。</p>	<p>くは第2項又は第4項の規定の適用に当たっても同様とするほか、次に掲げる取扱いは、それぞれ次に定めることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 第1の3の取扱い</p> <p>通算規定に係る金額の計算の基礎とされた他の通算法人の有する金額等が異動したことに伴い当該通算法人の地方法人税について通則法第35条第2項の規定により納付すべき税額が生じたことは、他の通算法人及び当該通算法人のいずれについてもその責めに帰すべき事由のない場合を除いて、通則法第65条第5項第1号に規定する正当な理由があると認められる事実に該当しない。</p>